



冬期における冬用タイヤ・チェーン装着徹底を要請！



大阪国道事務所

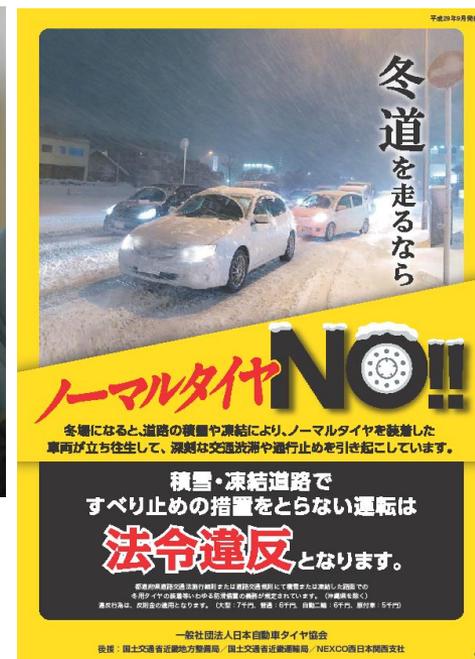
H29・11・27

今年度も、雪害対策期間（H29・12～H30・3）に入ります。平成29年1月2月の大雪では、近畿管内において、冬用タイヤやタイヤチェーン未装着などの車両による立ち往生が発生しました。特に大型トラック等による立ち往生については、車両通行への影響も大きいことと、車両の移動等をするための復旧作業にも多くの時間を費やします。冬期の安全な交通を確保する為にも、冬期における早期の冬用タイヤ及びチェーン装着について指導徹底してもらうため、平成29年11月27日に大阪国道事務所及び大阪府の連名で（一社）大阪府トラック協会に要請を行いました。



～大阪国道事務所（一社）大阪府トラック協会へ大阪府要請書提出～

要請と同時に、協会員ドライバーへの啓発に役立ててもらうため、ポスター・チラシを配布しました。



【要請書に合わせて配布した広報チラシ】